

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
財務部	千吉良 輝夫
1. 現状と課題	
<p>① 今後数年間は大規模事業が集中するなか、財政状況について全庁的に共通理解を図り、町が一体となって将来にわたって持続可能な財政運営を行っていく必要がある。また、予算編成においては、無駄を省いた歳出計上とし、併せて活用可能な財源を歳入として確保する必要がある。</p> <p>② 町の財政に関しては、行政サービスを提供するうえで重要な基盤であることから、本町に関わるより多くの人に状況を理解してもらう必要がある。</p> <p>③ 庁舎管理については、利用者等の安全に配慮した庁舎の修繕を適宜行い、適切に維持管理していく必要がある。また、公用車管理については、ゼロカーボンシティの実現に向けた公用自動車の適正な管理・運用を図る必要がある。</p> <p>④ 令和8年度の新庁舎の供用開始に向けて効率的な管理運営方法を検討する必要がある。また、公共的活用空間について、大泉町公共的活用空間利活用基本方針に基づき整備していく必要がある。</p> <p>⑤ 公平・公正・適正な課税事務を執り行い、自主財源の確保を図るとともに、毎年行われる税制改正に対し、改正内容を正確に理解し納税者へのわかりやすい周知を実践する必要がある。また、税務行政におけるDXの推進に対応していく必要がある。</p> <p>⑥ 町税等の滞納額の圧縮を図るため、滞納整理を計画的に進めていく必要がある。また、滞納整理において預貯金調査の電子化を導入し、財産調査が効率的になったことから早期に滞納整理の判断をする必要がある。</p> <p>⑦ 災害に対する危機管理意識について、部内で共通認識を持ち意識の醸成を継続的に図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 財政計画について、各種統計データを直近の内容に更新するとともに、より現実的な財政見通しを立て、計画に掲げる「財政構造の弾力性の確保」と「財政運営の安定化・継続性の確保」の二つの視点について、全部署への意識付けに取り組む。また、国や県などの補助制度や起債に関する情報収集を行い、対象となり得る事業等への確実な活用を促進していく。</p> <p>② 町民や町内事業者の理解の下で真に必要な分野に投資をしていけるよう、町の財政状況や予算について適宜周知を図る。</p> <p>③ 庁舎管理については、庁舎及び施設の老朽化が進んでいることから、不具合が生じた際には迅速に修繕等を行うとともに、未然に事故を防止するための点検・確認を行い、庁舎の利用者等の安全の確保に努める。また、公用車管理については、公用自動車を安全に運行できるように適切な維持管理を行うとともに、ゼロカーボンシティの実現に向けた管理・運用を図る。</p> <p>④ 新庁舎については、総合管理業務による効果や業務の範囲、費用等について検討を行っていく。また、公共的活用空間については、効率的な運用が図れるよう敷地整備のための実施設計を進めていく。</p> <p>⑤ 公平・公正・適正な課税事務については、税務関係法令の正確な解釈及び遵守を基本に業務対応できるよう、各種研修会に積極的に参加し、税務知識の習得並びに税務職員としての資質の向上を図る。税制改正については、課員相互の共通認識を図りながら、改正内容について町ホームページ等を活用し、わかりやすい周知を行う。地方税共通納税システムの利用拡大にあわせ、課員相互の情報共有及び関係機関との連携を図りながら、納税者の利便性向上に向けて取り組む。また、税務署との連携による確定申告の電子化を推進する。</p> <p>⑥ 滞納者の財産調査の電子化に伴い早期に徴収可能額の判断が出来ることになったことから、国内に居住のない滞納者の早期の滞納整理や国内居住の滞納者の生活状況調査、納税相談等その結果を踏まえた差押え処分又は処分の執行停止等を適切に行い、滞納額の圧縮を図る。</p> <p>⑦ 危機管理意識の醸成を適切な素材を用いながら部内で随時実施する。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 財政計画について、令和4年度決算額の情報を追加し令和6年度当初予算をベースとした財政見直しへと更新したうえで、庁内で共有し公表した。今後の予算編成においては、財政計画で示した今後の見直しや目標値を意識するとともに、現時点での将来的な財政需要の見直しを行い、「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」につなげていく。また、令和7年度当初予算に係る職員説明会において、国・県の補助制度等の情報収集を積極的に行うよう、その方法を含め周知を図った。今後も引き続き、全庁的に情報を共有していく。
- ② 当初予算、補正予算とも、予算書及び付属資料を町ホームページへ掲載するとともに、概要についての説明を加えて情報提供している。また、広報紙へ掲載している決算概要については、必要な情報をシンプルに伝える内容へと変更した。引き続き、補正予算をはじめ財政状況については、より簡潔で分かりやすく公表していく。
- ③ 庁舎管理について、不具合及び修繕等の発生時に迅速な対応を行うとともに、未然防止に向けた点検・確認に取り組んだ。また、公用車の管理について、法定点検及び車検を厳守し職員が安心して運転できるような適切な管理を行うとともに、併せて職員の安全運転への意識啓発に取り組んでいる。
- ④ 新庁舎の管理運営方法について、総合管理業務による効果を検討するとともに費用の積算等も併せて検討を進めている。また、公共的活用空間の利活用について、設計業務委託契約を締結した。今後、設計内容に基づき具体的な検討をすすめていく。
- ⑤ 県及び税務署主催による各種研修会、並びにオンライン研修会に参加し税務職員としての資質向上及び知識の習得に取り組むとともに、税制改正事項について職員間での共通認識を図りながら、納税者向け周知啓発へ取り組んだ。また、税務行政のDX推進について、関係機関と連携しながら納税者の利便性向上に向けた取り組みを実践した。
- ⑥ 関係機関と連携しながら、滞納者に関する預貯金及び居住実態等の調査を実施し、納税相談等の結果も踏まえ、差押え処分の実行及び処分の執行停止を適切に実践するなど、滞納額圧縮に向けた取り組みを継続して行った。今後も引き続き、居住実態等の調査を行い、庁内関係部署と連携しながら適正に対応していく。
- ⑦ 災害時の危機管理対応として、税務課において、災害時のシステムダウンを想定した手作業による税額計算演習の実施、並びに住家の被害認定に関するOJTを実施している。また、契約管財課所管の庁舎管理における災害時の対応に関する情報共有などを踏まえ、部内各職員間での危機管理意識の醸成に継続して取り組んでいる。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
財政課	服部 真

1. 現状と課題

- ① 今後数年間は大規模事業が集中するなか、財政状況について全庁的に共通理解を図り、町が一体となって将来にわたって持続可能な財政運営を行っていく必要がある。
- ② 予算編成においては、無駄を省いた歳出計上とし、併せて活用可能な財源を歳入として確保する必要がある。
- ③ 町の財政に関しては、行政サービスを提供するうえで重要な基盤であることから、本町に関わるより多くの人に状況を理解してもらう必要がある。

2. 取組方針

- ① 財政計画について、各種統計データを直近の内容に更新するとともに、より現実的な財政見通しを立て、計画に掲げる「財政構造の弾力性の確保」と「財政運営の安定化・継続性の確保」の二つの視点について、全部署への意識付けに取り組む。
- ② 国や県などの補助制度や起債に関する情報収集を行い、対象となり得る事業等への確実な活用を促進していく。
- ③ 町民や町内事業者の理解の下で真に必要な分野に投資をしていけるよう、町の財政状況や予算について適宜周知を図る。

3. 中間レビュー

- ① 財政計画については、令和4年度決算額の情報を追加し、それを踏まえて令和6年度当初予算をベースとした財政見通しへと更新したうえで、庁内で共有し公表した。今後の予算編成においては、財政計画で示した今後の見通しや目標値を意識するとともに、現時点での将来的な財政需要の見直しを行い、「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」につなげていく。
- ② 令和7年度当初予算に係る職員説明会において編成方針や留意事項のほか、国・県の補助制度等の情報収集を積極的に行うよう、その方法を含め周知した。今後も一般財源を抑制できるよう、財政課をはじめ、所管課においても情報収集を行い、予算に反映できるよう全庁的に情報を共有していく。
- ③ 当初予算、補正予算とも、予算書及び付属資料を町ホームページへ掲載するとともに、概要についての説明を加えて情報提供している。また、広報紙へ掲載している決算概要については、必要な情報をシンプルに伝える内容へと変更した。引き続き、補正予算をはじめ財政状況については、より簡潔で分かりやすく公表していく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
契約管財課	岩瀬 光裕
1. 現状と課題	
<p>① 入札及び契約検査事務については、公共工事の一層の品質確保をしていくため、事業者負担の軽減、現場の処遇改善の確認等を行い、労働環境の改善に努める必要がある。</p> <p>② 庁舎管理については、利用者等の安全に配慮した庁舎の修繕を適宜行い、適切に維持管理していく必要がある。</p> <p>③ 公用車管理については、ゼロカーボンシティの実現に向けた公用自動車の適正な管理・運用を図る必要がある。</p> <p>④ 普通財産については、維持管理費の削減や自主財源を確保していく観点から、未利用となっている普通財産の売却を促進していく必要がある。</p> <p>⑤ 令和8年度の新庁舎の供用開始にあたっては、安定的に町民サービスを提供するため効率的な管理運営方法を検討していく必要がある。</p> <p>⑥ 大泉町公共的活用空間利活用基本方針に基づき、公共的活用空間を新庁舎とあわせてまちづくりの拠点として整備していく。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 入札及び契約検査事務については、入札及び契約が適切に行えるよう関係部署への必要な助言や指導を行う。また、電子契約システムを導入し、事業者負担の軽減に努めるとともに、工事完成現場、関係書類等を厳格に検査・確認することで、公共工事の品質の確保及び労働者の処遇改善を図る。</p> <p>② 庁舎管理については、庁舎及び施設の老朽化が進んでいることから、不具合が生じた際には迅速に修繕等を行うとともに、未然に事故を防止するための点検・確認を行い、庁舎の利用者等の安全の確保に努める。</p> <p>③ 公用車管理については、公用自動車を安全に運行できるように適切な維持管理を行うとともに、ゼロカーボンシティの実現に向けた管理・運用を図る。</p> <p>④ 普通財産については、売却情報の周知に努めるとともに、売却方法等のさらなる拡充について検討していく。</p> <p>⑤ 新庁舎の管理運営方法について、サウンディング型市場調査などを実施し総合管理業務による効果、委託業務の範囲や費用等を検討していく。</p> <p>⑥ 公共的活用空間を新庁舎に付随する広場と一体的に利活用するため、敷地整備のための実施設計を行っていく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 入札の執行及び契約が適切に行えるよう関係部署への助言、指導を行った。また、事業者負担の軽減、契約業務の効率化などを図るため電子契約システムの導入を行った。工事等については、現場や提出書類について厳格に検査を行い公共工事の品質の確保に取り組んだ。</p> <p>② 庁舎の設備において不具合が発生したが迅速に修繕等の対策を行った。庁舎を安全に利用できるよう、また、業務に支障がでないよう迅速な対応及び未然防止のための点検・確認を行っていく。</p> <p>③ 公用車については、確実に車検などの法定点検を行い適切に点検整備を行った。引き続き職員が安全に公用車を運行できるよう対応していく。</p> <p>④ 普通財産については、町ホームページに町有地の売却情報を現地の写真とともに掲載を行っている。また、現地では立て看板を設置し町有地売却について周知を行っている。</p>	

- ⑤ 新庁舎の管理運営方法については、総合管理業務による効果等の検討を行った。今後、新庁舎における総合管理業務についてサウンディング型市場調査を実施し民間業者の意見を聞きながら業務内容の検討を進めていく。
- ⑥ 公共的活用空間を利活用するため、敷地整備の設計について業務委託契約を締結した。今後、設計業者と連携し詳細な設計内容について協議・検討を行っていく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
税務課	根岸 典生
1. 現状と課題	
<p>① 公平・公正・適正な課税事務を執り行い、自主財源の確保を図る必要がある。</p> <p>② 毎年行われる税制改正に対し、改正内容を正確に理解し納税者へのわかりやすい周知を実践する必要がある。</p> <p>③ 税務行政におけるDXの推進に対応していく必要がある。</p> <p>④ 課税業務に必要不可欠である電算システムについて、適正に管理運用する必要がある。</p> <p>⑤ 審査請求及び課税額に関する問い合わせ等について、適切に対応していく必要がある。</p> <p>⑥ 日々の業務で取り扱う個人情報について、厳格な管理保護に取り組む必要がある。</p> <p>⑦ 危機管理への取組について、災害対応への共通認識を課内で共有する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 公平・公正・適正な課税事務については、税務関係法令の正確な解釈及び遵守を基本に業務対応できるよう、各種研修会に積極的に参加し、税務知識の習得並びに税務職員としての資質の向上を図る。</p> <p>② 税制改正については、課員相互の共通認識を図りながら、改正内容について町ホームページ等を活用し、わかりやすい周知を行う。</p> <p>③ 地方税共通納税システムの利用拡大にあわせ、課員相互の情報共有及び関係機関との連携を図りながら、納税者の利便性向上に向けて取り組む。また、税務署との連携による確定申告の電子化を推進する。</p> <p>④ 電算システムについては、税制改正事項及び各種課税情報等が正確に処理されているか随時確認を行い、課税誤り等の未然防止に取り組む。また、自治体情報システムの標準化へ向け必要な準備を進める。</p> <p>⑤ 納税者からの審査請求に対し関係法令を遵守し適切に対応していく。また納税通知書に関する問い合わせに対し専門用語の多用を避ける等、丁寧に分かりやすく説明責任を果たしていく。</p> <p>⑥ 個人情報の取扱いについては、情報セキュリティポリシーを遵守するとともに税務職員としての守秘義務規定を厳守する。</p> <p>⑦ 危機管理への取組については、町民税・諸税係では災害時のシステムダウンを想定し、システム計算にたよらず税額計算できるよう手書き計算の習熟を図る。資産税係では被災認定研修に参加し必要な知識を習得する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 群馬県及び税務署主催の各種研修会に積極的に参加したほか、オンライン研修を受講するなど、税務職員としての資質向上及び知識習得に向けた取り組みを行った。また、町県民税未申告者の呼出しを行い、公平・公正・適正な課税事務と自主財源の確保に努めた。</p> <p>② 税制改正への対応については、職員間の共通認識を図るとともに、改正事項について広報紙及び町ホームページに掲載して周知啓発を行った。また、納税者からの問合せに対し、わかりやすく丁寧な説明を行っている。</p> <p>③ DXの推進については、課員間で最新情報の共有を図るとともに、関係機関と連携して、納税者の利便性向上と課税事務の効率化に取り組んでいる。</p>	

- ④ 電算システムについては、税制改正事項や入力データの正確な反映を確認するとともに、賦課算定事務全般の進捗管理及び電算システムの適正な運用に向けた取り組みを行っている。
- ⑤ 納税通知書発送後の問合せ等に対して、分かりやすく丁寧な説明を行っている。また、納税に関する事案については、収納課と連携して賦課から納付まで一連の流れを説明している。
- ⑥ 個人情報の取り扱いについては、情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報保護について高い意識を持ち、日々の業務での厳格な管理保護に取り組んでいる。
- ⑦ 危機管理への取組については、町民税・諸税係では災害時のシステムダウンを想定し、税額計算システムにたよらず手作業で計算できるよう取り組んでいる。資産税係では、住家の被害認定調査実地研修会に参加し、研修内容を係員へOJTを行うことで、係員全員が住家の被害認定調査が行えるよう資質向上を図っている。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
収納課	高橋 直樹

1. 現状と課題

- ① 町税等の滞納額の圧縮を図るため、滞納整理を計画的に進めていく必要がある。また、滞納整理において預貯金調査の電子化を導入し、財産調査が効率的になったことから早期に滞納整理の判断をする必要がある。
- ② 町税等の納期内納付を推進するため、納付が確実な口座振替の利用拡大に取り組む必要がある。
- ③ 滞納者に対する納税催告は、郵便、電話、訪問により行っているが、催告文書の内容や時期など再考し、より効果的な納税催告に取り組む必要がある。
- ④ 住民登録を残したまま転出するなど、居住実態不明の滞納者が多く、滞納整理の妨げとなっている。
- ⑤ 外国籍の方を雇用する事業所に対し、外国籍の方が帰国のため退職する場合に、納期未到来の税等について、事業所や納税管理人を設定し、一括徴収などをする必要がある。
- ⑥ 外国籍の方が出国する場合に、出国までに確定する税額については、未納のまま出国しないように徴収する必要がある。

2. 取組方針

- ① 滞納者の財産調査の電子化に伴い早期に徴収可能額の判断ができることになったことから、国内に居住のない滞納者の早期の滞納整理や国内居住の滞納者の生活状況調査、納税相談等その結果を踏まえた差押え処分又は処分の執行停止等を適切に行い、滞納額の圧縮を図る。
- ② 口座振替の利用拡大のため、ハガキタイプの口座振替申込書を納税通知書送付時に同封する。また、転入時や各保険加入時や家屋評価時などに、口座振替勧奨チラシを配布するなど周知を図る。
- ③ 転出者の過年度分の滞納に対しては、携帯電話のショートメッセージサービスを利用し、文書催告の効果を高めていく。また、現年度の滞納に対しては、引き続き電話催告をはじめ段階的に文書内容を強めていく工夫などとして、自主納付の勧奨を図る。
- ④ 滞納者の居住の有無を把握するため、定期的な居住実態調査や入管等関係機関への照会を実施し、その結果を受け、職権消除依頼など関係課との連絡調整を行う。
- ⑤ 税務課と協力して特別徴収義務者に対し、外国籍の従業員が帰国する場合に、一括徴収や納税管理人の設定についての依頼を納税通知書などに同封し依頼する。
- ⑥ 出国を予定して来庁した方で、通常の当初課税がされる前に出国し、その出国後に課税される方に対して、その旨を説明して、課税予定額を伝え予納を依頼する。

3. 中間レビュー

- ① 関係機関への照会により出国が判明した滞納者については、預貯金調査を行い財産が発見された場合は、滞納処分を行った。
- ② ハガキタイプの口座振替申込書を納税通知書に同封し、口座振替の利用促進を図った。引き続き、ハガキタイプの口座振替申込書を各窓口で常備した。
- ③ 催告書送付時に、ショートメッセージサービスを利用した催告を併せて実施した。また、時間内や延長窓口時に電話による催告を実施した。
- ④ 文書が返戻になった住所地を随時に訪問し、早期の居住実態の把握に努めた。また、引き続き居所不明が判明した案件については、職権消除の依頼を行った。
- ⑤ 特別徴収義務者に対し、外国籍の従業員が帰国する場合に、一括徴収や納税管理人の案内文を納税通知書に同封した。
- ⑥ 出国を予定して来庁した方で、出国後に納期限がくる方から、予定課税額の予納を受け、課税確定後未納にならないように手続きを行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	徴収費